平成２２年（フ）第３０号
広島県三次市畠敷町1757番地２　グレイスＡ203、前住所島根県邑智郡美郷町都賀行49番地２
債務者　澤田　一彦
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後２時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで　広島地方裁判所三次支部

平成２２年（フ）第３１号
広島県三次市畠敷町1757番地２　グレイスＡ203、前住所島根県邑智郡美郷町都賀行49番地２
債務者　澤田　　瞳
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後２時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで　広島地方裁判所三次支部

平成２２年（フ）第３５号
広島県三次市三次町2049番地１　第３ラインマンション101
債務者　ソダ装飾こと　曽田　節男
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで　広島地方裁判所三次支部

平成２２年（フ）第２９１号
埼玉県本庄市栄１丁目５番３号
債務者　木村　和美（旧姓矢木）
1　決定年月日時　平成22年７月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第４５５号
神奈川県平塚市真田634番地の２
債務者　小林　裕江
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４６９号
神奈川県厚木市三田3769番地グリーンヒルズトーワ106
債務者　吾妻　　弘
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４８８号
神奈川県秦野市堀川198番地の２　グリーンウェーブ６号
債務者　瑞慶覧長友
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第２２４号
愛知県一宮市小信中島字北東山27番地
債務者　岩田津矢子
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第２８３号
愛知県丹羽郡大口町余野６丁目163番地
債務者　森田直吉こと　李　　直吉
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第２９１号
愛知県一宮市猿海道２丁目３番17号　ＬＩＦＥＳＱＵＡＲＥ・Ｄ．Ｍ．110―504号
債務者　清水　義行
1　決定年月日時　平成22年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第４００号
愛知県安城市百石町１丁目20番地３　ハイドリームマンション301
債務者　當間　信介
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第４４６号
愛知県豊田市水間町４丁目46番地４
債務者　竹石　　勝
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第２６３号
香川県高松市松縄町1034番地25
債務者　松本　憲司
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第２７１号
香川県高松市川島東町2145番地３
債務者　岩崎　　稔
1　決定年月日時　平成22年７月12日午前11時５分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第３０号
香川県三豊市高瀬町比地中140番地
債務者　詫間　好美
1　決定年月日時　平成22年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで　高松地方裁判所観音寺支部

平成２２年（フ）第１１１９号
福岡市南区曰佐２丁目20番16号
債務者　古家　精隆
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１１２０号
福岡市南区曰佐２丁目20番16号
債務者　古家　　綾
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで　福岡地方裁判所第４民事部